2　法第百五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引は、法第二条第二十二項第五号に掲げる取引であって、当事者が元本（円建てのものに限る。）として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた利率又は約定した市場金利の期間における変化率（以下この項において「利率等」という。）に基づいて金銭（円建てのものに限る。以下この項において同じ。）を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約するもののうち、金融庁長官が指定するものとする。

3　前二項の規定にかかわらず、これらの項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

一　取引の当事者の一方が金融商品取引業者等以外の者である場合における当該取引

二　信託勘定に属するものとして経理される取引

三　取引を行う金融商品取引業者等の親会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。以下この条及び第六条第二項第六号において同じ。）、子会社等（同令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この条及び第六条第二項第六号において同じ。）又は親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。）が当該取引の相手方となる場合における当該取引

四　取引の当事者の一方又はその親会社等若しくは子会社等と当該取引の相手方又はその親会社等若しくは子会社等とが当該取引に基づく債務を金融商品債務引受業の対象とする同一の金融商品取引清算機関等（当該取引が第一項に規定する取引である場合には、外国金融商品取引清算機関を除く。次号において同じ。）の当該取引に係る清算参加者となっている場合以外の場合（取引の当事者の一方又は双方（その親会社等又は子会社等を含む。）において、当該取引に係る清算参加者となっていないことについて合理的理由がある場合に限る。）における当該取引。ただし、当該取引が前項に規定する取引である場合においては、取引の当事者の一方又はその親会社等若しくは子会社等が当該取引に基づく債務を連携金融商品債務引受業務の対象とする金融商品取引清算機関の当該取引に係る清算参加者となっており、かつ、当該取引の相手方又はその親会社等若しくは子会社等が当該金融商品取引清算機関と連携金融商品債務引受業務に関する契約を締結している連携清算機関等の当該取引に係る清算参加者（連携清算機関等が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者である場合にあっては、その業務（当該連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）の相手方となる者。以下この号において「清算参加者等」という。）となっている場合以外の場合（取引の当事者の一方（その親会社等又は子会社等を含む。）において当該取引に係る清算参加者となっていないことについて合理的理由がある場合、又は当該取引の相手方（その親会社等又は子会社等を含む。）において当該取引に係る清算参加者等となっていないことについて合理的理由がある場合に限る。）に限る。

五　金融商品取引業者等が行った取引に基づく債務を金融商品取引清算機関等に負担させることが不適当であると認められる特別の事情があるものとして金融庁長官が指定する場合において金融商品取引業者等が行う取引

第三章　取引情報の保存及び報告

（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の保存及び報告の対象となる取引）

第三条　法第百五十六条の六十三第一項に規定する内閣府令で定める取引は、第六条第一項各号に掲げる取引（法第百五十六条の六十二各号に掲げる取引を除き、法第二条第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあっては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）に掲げる金融指標に係るものを除く。）とする。

（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の保存）

第四条　法第百五十六条の六十三第一項に規定する清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　取引の当事者である金融商品取引業者等が法人の場合にあっては商号又は名称、個人の場合にあっては個人である旨

二　新規、変更又は解除の別

三　契約の種類

四　約定年月日

五　取引の効力が生ずる日

六　取引の効力が消滅する日

七　次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　第六条第一項第一号に掲げる取引　次に掲げる事項

(1)　受渡年月日

(2)　売付け又は買付けの別（法第二条第二十二項第二号に掲げる取引にあっては、現実数値（同条第二十一項第二号に規定する現実数値をいう。）が約定数値（同条第二十一項第二号に規定する約定数値をいう。(3)において同じ。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるものの別）

(3)　約定価格又は約定数値

ロ　第六条第一項第二号に掲げる取引　次に掲げる事項

(1)　プット（権利の行使により売主としての地位を取得するものをいう。）又はコール（権利の行使により買主としての地位を取得するものをいう。）の別

(2)　オプションを付与する立場の当事者となるもの又はオプションを取得する立場の当事者となるものの別

(3)　オプションの対価の額

ハ　第六条第一項第三号に掲げる取引　次に掲げる事項

(1)　当事者が元本として定めた金額及びその通貨の種類

(2)　当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品の利率等（法第二条第二十一項第四号に規定する利率等をいう。(3)において同じ。）又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるものの別

(3)　約定した金融商品の利率等又は金融指標

ニ　第六条第一項第四号に掲げる取引　次に掲げる事項

(1)　当事者があらかじめ定めた事由（法第二条第二十二項第六号イに掲げる事由をいう。(2)において同じ。）が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものの別

(2)　当事者があらかじめ定めた事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額

八　その他金融庁長官が必要と認める事項

2　金融商品取引清算機関等は、清算集中等取引情報の対象となる取引に基づく債務を負担した場合には、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引に係る清算集中等取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める日から五年間保存しなければならない。

一　第六条第一項第一号に掲げる取引　受渡しの日

二　第六条第一項第二号及び第四号に掲げる取引　権利行使期間の末日

三　第六条第一項第三号に掲げる取引　取引期間の末日又は受渡しの日のいずれか遅い日